



平成 26 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 U B I C  
代 表 者 名 代表取締役社長 守本 正宏  
(コード番号：2158)  
問 合 せ 先 執行役員 谷口 正巳  
管理本部長  
(TEL. 03-5463-6344)

**第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）  
解約、自己新株予約権（第 10 回新株予約権）の取得および有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 8 月 28 日開催の取締役会において決議し同日付「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結ならびに第三者割当による新株式および第 10 回新株予約権発行ならびに新株予約権買取契約（追加発行オプション）の締結に関するお知らせ」にてお知らせしましたドイツ銀行ロンドン支店（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当による新株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し、当社と割当先との間の平成 26 年 8 月 28 日付株式買取基本契約（以下「本契約」といいます。）の解約と第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の割当先からの取得を、本日付の取締役会において決議しました。また、当社は、本日、割当先に対して本契約の解約通知を送付し、あわせて、関東財務局長へ提出しておりました第 4 回目新株式発行についての有価証券届出書を取り下げましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約解約および本新株予約権取得の理由

本プログラムは、その主な目的を資本・業務提携や M&A（以下、「M&A 等」といいます。）に必要な資金を調達することにおいていました。平成 26 年 8 月の TechLaw Solutions, Inc. 買収後も複数の候補企業との M&A 等に向けた調査、交渉を行ってまいりましたが、現段階では、いくつかの M&A 等の候補はあるものの、最終的な条件の合意に至ったプロジェクトはなく、M&A 等に必要な資金および M&A 等に付随して発生する研究開発費用、その他の運転資金の新たな調達の必要性が薄まってきました。また、第 4 回目新株式発行の決議は平成 27 年 2 月 18 日を予定しておりましたが、それまでに本プログラムによる新たな資金調達が必要となる見込みはない状態となっております。

事業拡大のための M&A 等に関する活動や、医療や特許を含む様々な分野の研究開発を引き続き推進してまいりますが、M&A 等の期ずれの可能性の高さや、財務状況の改善もあり、新株式発行の必要性が低下していると判断し、本契約の解約決議に至りました。

また、本プログラムの一環である本新株予約権においても、資金需要が薄れていることから、本契約の解約後、割当先が本新株予約権を継続保有すべき必要性が低いと判断し、今回の自己新株予約権取得決議に至りました。

## 2. 本新株予約権取得の内容

(1) 新株予約権の名称	株式会社 UBIC 第 10 回新株予約権
(2) 取得する新株予約権の個数（目的である株式の種類及び総数）	1,000,000 個（当社普通株式 1,000,000 株）
(3) 取得金額	1,570,000 円（1 個あたり 1.57 円）
(4) 取得先	ドイツ銀行ロンドン支店
(5) 取得予定日	平成 27 年 1 月 19 日
(6) 取得後の予定	当社は、取締役会決議を経て、取得する本新株予約権を全て消却する予定です。

## 3. 本プログラムによる資金調達の結果と資金使途

本プログラムは、原則として当社普通株式 1,000,000 株ずつ 4 回にわたる新株式発行および当社普通株式 1,000,000 株を対象とする新株予約権発行で構成されておりました。本プログラムにより当初予定していた調達額は、約 5,870 百万円でした。

これまで本プログラムにより発行した新株式は、第 1 回目割当による 100 万株のみです。また、調達資金の総額は、1,148 百万円で、詳細は、以下のとおりです。

項目	当初見込総額 （差引手取概算額）	これまでに調達した資金の額 （差引手取概算額）
(1) 本新株式および本新株予約権に係る調達資金	5,907,970 千円	1,155,600 千円
本新株式の払込金額の総額	4,622,400 千円	1,155,600 千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,570 千円	*0 千円
本新株予約権の行使に際して 出資される財産の額	1,284,000 千円	0 千円
(2) 発行諸費用の概算額	38,000 千円	7,600 千円
(3) 差引手取概算額	5,869,970 千円	1,148,000 千円

\*（本新株予約権の払込金額の総額（1,570 千円）は買取金額と差し引き金額として表記しております。）

また、資金使途の詳細は、以下のとおりです。

（当初の予定）

具体的な使途	当初の予定	支出予定期間
(1) 海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）	4,400 百万円 （うち新株予約権による 調達額 1,100 百万円）	平成 26 年 9 月から 平成 28 年 3 月まで
(2) 研究開発費用	670 百万円 （うち新株予約権による 調達額 178 百万円）	平成 26 年 9 月から 平成 28 年 3 月まで
(3) その他の運転資金	800 百万円	平成 26 年 9 月から 平成 29 年 3 月まで

(実績)

具体的な用途	実績	支出期間
(1) 海外および国内の事業拡大のための資本 (M&A、業務提携)	979百万円	平成26年9月
(2) 研究開発費用	30百万円	平成26年9月から 平成26年11月まで
(3) その他の運転資金	139百万円	平成26年9月から 平成26年11月まで

調達した資金は主に TechLaw Solutions, Inc. 子会社化のための同社株式取得および付随して発生する研究開発費用、その他の運転資金に使われました。米国の老舗ディスカバリベンダーである TechLaw Solutions, Inc. を傘下に迎えたことにより米国での基盤が強化され、当社の最先端技術を使ったサービスや製品を市場に提供する準備も急速に進んでおります。

#### 4. 今後の見通し

当社は、平成26年8月の TechLaw Solutions, Inc. の買収の後も複数の候補企業との M&A 等に向けた調査、交渉を実施してまいりましたが、現段階では、最終的な条件の合意に至ったプロジェクトはございません。事業拡大のための M&A 等に関する活動は、引き続き行っていきます。新たな資金調達の必要性については、当社の資金需要や市場環境等を勘案し検討してまいります。

(ご参考) 本契約解約の結果中止となった第4回目新株式発行の概要

(1) 発行新株式	当社普通株式
(2) 発行株式数	1,000,000 株
(3) 発行価額	未定 (発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成27年2月17日の取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額とする予定でした。)
(4) 発行価額の総額	未定
(5) 資本組入額	未定
(6) 申込期日	平成27年3月6日
(7) 払込期日	平成27年3月6日
(8) 新株式交付日	平成27年3月6日
(9) 割当予定先および株式数	ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000 株
(10) 新株式の継続所有等の取決めに関する事項	割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日 (平成27年3月6日) より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。
(11) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

以上